

様式第1号 (第5条、第9条関係)

年度 岩美町福祉のまちづくり推進事業計画 (報告) 書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

(単位：千円)

事業の 区分	事業実施 (予定) 箇所	事業費	補助対象 経費	着工 (予定) 年月日	完成 (予定) 年月日	補助金 交付 申請額	備 考

注意 1 本事業計画 (報告) 書には、必要に応じ、次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図 (方位、道路及び目標となる地物)
- (2) 配置図 (縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置)
- (3) 各階平面図 (縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法) 及び求積図
- (4) 整備を行う部分の詳細図
- (5) 当該補助事業実施に係る費用の見積書 (請求書又は領収書) の写し
- (6) 建築物移動等円滑化基準チェックリスト
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 事業の区分の欄には、別表1、2の別及び別表第1欄の番号を記載すること。

3 補助金交付申請額は、補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に2分の1 (特別特定建築物 (別表1の2から5及び7から9 (3、8、9については新築の建築物に限る。)) の項の第1欄に掲げる施設を除く。) については4分の3を乗じて得た割合) を乗じて得た額とし、千円未満の端数がある場合は、これを千円に切り上げるものとする。

様式第2号 (第5条、第9条関係)

収支予算(決算)書

収入の部

区 分	予 算(決 算)額	備 考
補 助 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

支出の部

区 分	予 算(決 算)額	備 考
	円	
	円	
合 計	円	

第 年 月 日

様

岩美町長 印

年度岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金交付 (変更) 決定通知書

年 月 日付の申請書 (以下「申請書」という。) で申請のあった岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金 (以下「本補助金」という。) については、岩美町補助金等交付規則 (平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「規則」という。) 第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、 とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱 (以下「要綱」という。) 第4条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額 (変更された場合は、変更後の額とする。) のいずれか低い額により行う。

4 交付の条件

- (1) 補助事業に着手したときは、遅滞なく町長に届け出ること。
- (2) 補助事業の内容を変更 (中止・廃止) しようとするときは、速やかに町長の承認を受けること。
- (3) 本補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を、補助事業完了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 本補助金は、間接国庫補助金に該当するものであり、その收受及び使用、交付対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) の規定に従うこと。
- (5) 上記 (4) に違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (6) 補助事業者は、補助事業に係る事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の末日のいずれか早い日までに事業実績報告書を町長に提出しなければならない。